

那 監 第 44 号
令和2年8月27日

那覇市長 城 間 幹 子 様

那覇市監査委員	久 場 健 護
同	宮 里 善 博
同	宮 城 哲
同	古 堅 茂 治

令和元年度決算に基づく健全化判断比率審査意見について（提出）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき令和2年7月29日付け那企財第95号により審査に付された、令和元年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり意見を提出します。

令和元年度決算に基づく那覇市健全化判断比率審査意見書

1 準拠基準

那覇市監査委員監査基準（令和2年那覇市監査委員告示第1号）

2 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による健全化判断比率審査

3 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定める実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

4 審査の着眼点

審査の着眼点は、全国都市監査委員会が定めた旧都市監査基準準則第22条別項「第10 健全化判断比率等審査の着眼点」に準じた。

5 審査の主な実施内容

市長から審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に算定されているかを検証するため、歳入歳出決算書及び附属書類その他の帳簿及び証拠書類との照合を行うとともに、関係部局から聴取するなどの方法により実施した。

6 審査の期間、日程及び実施場所

- (1) 期間 令和2年7月30日から同年8月20日まで
- (2) 日程 令和2年8月7日 監査委員審査
- (3) 場所 監査会議室（本庁舎12階）

7 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令等に準拠して適正に算定されているものと認められる。

なお、審査した比率はいずれも基準内であり、早期健全化の対象となるものはなかった。

審査の対象となる比率の概要は、次表のとおりである。

健全化判断比率	令和元年度	平成 30 年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	—	—	11.25%
② 連結実質赤字比率	—	—	16.25%
③ 実質公債費比率	10.4%	11.5%	25.0%
④ 将来負担比率	64.9%	74.2%	350.0%

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額及び連結実質赤字額が発生していないため、「—」で表示する。

(2) 個別意見

ア 実質赤字比率について

実質収支額は、37 億 1,540 万円の黒字となっている。

なお、平成 30 年度の実質収支額 44 億 6,457 万円に比べ、7 億 4,917 万円の減少となっている。

イ 連結実質赤字比率について

連結実質収支額は、216 億 2,331 万円の黒字で、平成 30 年度の連結実質収支額 214 億 529 万円に比べ、2 億 1,801 万円の増加となっている。これは、実質収支額が一般会計等で 7 億 4,917 万円減少していること、その他特別会計においても国民健康保険事業特別会計が増加したものの、介護保険事業特別会計が減少したことにより 1,925 万円減少となっていること、及び公営企業会計の資金剰余額が 9 億 8,645 万円増加したことにより、連結実質収支額は増加となっている。

連結実質収支額は全体としては黒字ではあるものの、国民健康保険事業特別会計の実質収支額 4 億 9,985 万円の多くは、保険給付費に対応する県からの保険給付費等交付金（普通交付金）を償還金として返還することや令和元年度においても赤字補てんのために 11 億円計上するなど、一般会計からの繰入れに頼らざるを得ない厳しい状況が続いている。

ウ 実質公債費比率について

実質公債費比率は 10.4%であり、平成 30 年度の実質公債費比率 11.5%より 1.1 ポイント改善し、早期健全化基準の 25.0%を下回っている。

エ 将来負担比率について

将来負担比率は 64.9%であり、平成 30 年度の将来負担比率 74.2%より 9.3 ポイント改善し、早期健全化基準の 350.0%を下回っている。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。